

免税事業者との取引による影響（旅行会社側）

免税事業者から100名220,000円（税込）で仕入れた入場券を15%の手数料を加算して、253,000円で販売した。

インボイス
施行前

【仕入時】		現金預金	220,000
仕入	200,000		
仮払消費税	20,000		
【販売時】		売上	230,000
現金預金	253,000	仮受消費税	23,000

30,000円
のもうけ

インボイス
施行後
(令和8
年9月末
まで)

【仕入時】		現金預金	220,000
仕入	204,000		
仮払消費税	16,000		
【販売時】		売上	230,000
現金預金	253,000	仮受消費税	23,000

26,000円
のもうけ

免税事業者との取引による税負担率のアップは約2%となる
仕入販売をする場合は、仕入先との条件設定、販売価格に注意する